

Financial services tax alert

ファイナンシャル サービス タックス アラート

貸倒引当金に関する税制改正 リース会社、証券会社等における影響

Contents

1. 貸倒引当金の設定対象となる金銭債権か否かの判別
2. 新法・旧法の選択適用における有利不利判定(経過措置)

2011年12月2日に公布された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により法人税法における貸倒引当金に関する改正が行われ、損金算入の対象となる貸倒引当金が縮小されることとなりました。中小企業や銀行、保険会社等一定の法人については従来の取扱いが継続される一方、一般の事業法人については貸倒引当金の損金算入が認められなくなります。

その中で、リース会社、証券会社やクレジット会社等については、特定の金銭債権について貸倒引当金の設定対象とすることが認められ、さらに、新法への移行時期の選択を認める経過措置が講じられていることから、自社のビジネスから生じる金銭債権を貸倒引当金の設定対象となるものか否かに区分した上で、新法への切り替えのタイミングを慎重に検討する必要があります。

1. 貸倒引当金の設定対象となる金銭債権か否かの判別

貸倒引当金の損金算入が認められる法人は、次の3区分のいずれかに該当するものに限られることとなりました(法法52①)。

- (i) 資本金の額等が1億円以下である中小企業等(大法人(資本金の額が5億円以上である法人等)との間に完全支配関係があるものを除きます。)
- (ii) 銀行、保険会社等
- (iii) リース会社、証券会社、クレジット会社、消費者金融業者、信用保証会社等

このうち、(iii)に区分される法人については、法人の種類ごとに貸倒引当金の設定対象となる金銭債権が限定されています。自社の有する金銭債権について、その金銭債権の基因となった業務に係る根拠法令を確認し、対象債権に含まれるか否かを検討する必要があります。

対象法人		対象債権	
法人税法施行令第96条第5項		法人税法施行令第96条第9項	
1号	法64条の2第1項の規定により同項に規定するリース資産の売買があったものとされる場合の当該リース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人	1号	同号に規定する金銭債権
2号	金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行うものに限る。)に該当する内国法人	2号	当該内国法人が行う金融商品取引法第35条第1項第2号に掲げる行為に係る金銭債権
3号	質屋営業法第1条第2項に規定する質屋である内国法人	3号	質屋営業法第14条の帳簿に記載された質契約に係る金銭債権
4号	割賦販売法第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者に該当する内国法人	4号	割賦販売法第35条の3の56の規定により同法第35条の3の43第1項第6号に規定する基礎特定信用情報として同法第30条の2第3項に規定する指定信用情報機関に提供された同法第35条の3の56第1項第3号に規定する債務に係る金銭債権
5号	割賦販売法第35条の3の23に規定する登録個別信用購入あっせん業者に該当する内国法人		
6号	次に掲げる内国法人 イ. 銀行法第2条第1項に規定する銀行の同条第8項に規定する子会社である同法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち同法10条第2項第5号に掲げる業務を営む内国法人 ロ. 保険業法第2条第2項に規定する保険会社の同条第12項に規定する子会社である同法第106条第1項第12号に掲げる会社のうち同法第98条第1項第4号に掲げる業務を営む内国法人 ハ. イ又はロに規定する会社に準ずるものとして財務省令で定める会社のうちイ又はロに規定する業務に準ずる業務として財務省令で定める業務を営む内国法人	5号	商業、工業、サービス業その他の事業を行う者から買い取った金銭債権で当該内国法人の同項第6号イからハまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからハまでに規定する業務として買い取ったもの
7号	貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者に該当する内国法人	6号	次に掲げる金銭債権 イ. 貸金業法第19条(同法第24条第2項において準用する場合を含む。)の帳簿に記載された同法第2条第3項に規定する貸付けの契約に係る金銭債権 ロ. 商業、工業、サービス業その他の事業を行う者から買い取った金銭債権
8号	信用保証業を行う内国法人	7号	当該内国法人の行う信用保証業に係る保証債務を履行したことにより取得した金銭債権

例えば、リース会社の場合、顧客に提供するリース商品には、税務上のリース取引に該当するものもあればそれ以外のもの(オペレーティングリースなど)もあります。割賦販売や購入あっせんを行うこともあれば、事業会社に対する貸付けなどそ

のビジネスの範囲は多岐にわたります。それぞれの業務に係る根拠法令を確認し、その業務から生じる金銭債権が貸倒引当金の設定対象となるものか否かを判別することとなります。

2. 新法・旧法の選択適用における有利不利判定(経過措置)

本改正については経過措置が設けられており、2012年4月1日から2015年3月31日までの間に開始する各事業年度(経過措置事業年度)については、従前の制度との選択適用が認められています(法改正附則13①②③)。

(1) 個別評価金銭債権に関する経過措置

原則として3年間は従前の制度を適用することとなります(ただし、毎期4分の1ずつ損金算入限度額が縮減します)。一方で、改正後も貸倒引当金の設定対象となる個別評価金銭債権については新法の適用を受けることができます。これらは、金銭債権ごとに選択することが可能ですので、改正後には対象とならない金銭債権については旧法を適用し、改正後も対象となる金銭債権については新法を適用すると有利になるものと考えられます。

(2) 一括評価金銭債権に関する経過措置

一括評価金銭債権については金銭債権ごとに旧法・新法を選択する規定にはなっていないので、経過措置事業年度ごとにいずれの適用を受けるかを選択することとなります。旧法を選択した場合には、改正後には貸倒引当金の設定対象にならない金銭債権も含めて貸倒実績率の計算をすることとされています(法令改正附則5③)。

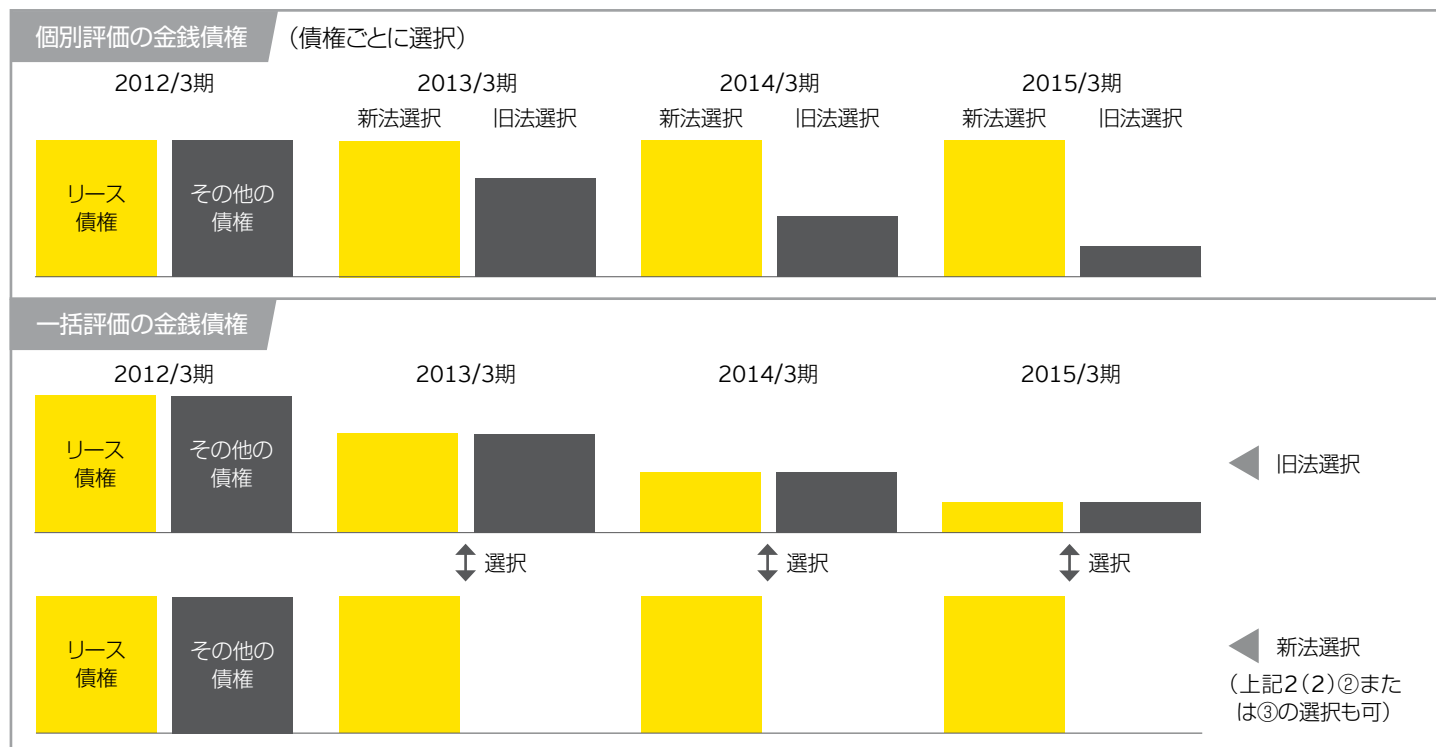
また、新法を選択した場合には、過去3年間の貸倒実績率を改正後に貸倒引当金の設定対象になる金銭債権のみにより計算することとされています。このため、事務の煩雑さを考慮して、上記1に記載した(iii)リース会社等には、選択により、最初に新法の適用を受ける事業年度の開始の日に設立されたものとみなして貸倒実績率の計算をすることが認められます(法令改正附則5②)。例えば、最初に新法の適用を受ける事業年度については、当該事業年度の実績のみで貸倒実績率を計算することができますので、2013年3月期以降に発生する貸倒損失等が多額である場合などには、この規定を適用することで有利になる可能性があります。

したがって、3月決算の会社の場合、2013年3月期における一括評価金銭債権に対する貸倒引当金の繰入限度額の計算については、

- ① 旧法の3/4(過去3年間の実績率で計算した金額の3/4)
- ② 新法(新法で設定対象となる債権について、過去3年間の実績率で計算)
- ③ 新法(新法で設定対象となる債権について、2013年3月期の実績率で計算)

のいずれかを選択することになります。

(iii)に区分される法人の経過措置のイメージ図 (リース会社の例)



当ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

BTS、ファイナンシャル サービス グループ

谷本 真一	パートナー	+81 3 3506 2843	shinichi.tanimoto@jp.ey.com
蝦名 和博	パートナー	+81 3 3506 2463	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com

BTA、事業承継グループ

村本 政彦	マネージャー	+81 3 3506 2466	masahiko.muramoto@jp.ey.com
-------	--------	-----------------	-----------------------------

■ メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の15万2千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2012 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20120208-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生し得るいかなる損害についても一切の責任を負いません。